

第16回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年6月13日（金）

配布資料について

【事務局配布資料】

- ・事務局からの配布資料は、前回（第15回）の会議録概要。
- ・イメージ図と「文言の整理 共働と協働について」は、第15回会議後、委員数名により「共働」の定義について協議された結果をまとめたもの。

前回（第15回）会議内容の確認

〔中山座長〕

- ・前は、「共働」と「協働」の違いについて検討を行った。
- ・現在北見市が進めようとしている「協働」について理解を深めるために、市民協働推進課から指針に基づいて説明を受けた。
- ・その後、委員からさまざまな意見等が出された。指針では個人を対象としていないなどの意見が出される一方、「共働」と「協働」には、それほど大きな違いが感じられないといった意見も出された。
- ・結果として、明確な違いを定義するまでに至らず、委員数名で「共働」と「協働」の違いを整理した資料を作成して次回会議で提示することとなった。

共働・協働について

委員による協議結果について

〔中山座長〕

- ・「共働・協働」の定義について話し合いが持たれ、その結果について報告いただくが、その前に確認したい。
- ・今日、定義の違いを示せたとして、将来的にこの会議で定義の違いをはっきりさせることが可能であると判断できれば「共働」を使って条例案を作成していくことを念頭に会議を進めることはできるが、違いを明確にすることが難しいようであれば、以前に提案したように何れの言葉も使わない方法や、「協働」を使っていくということも考えられる。
- ・今日の会議では、その辺の目処を付けて、方向性を決めるところまで進めたい。
- ・そうすると「協働」の詳しい説明を委員あるいは事務局から聴く必要も考えられる。

- ・定義の違いについてまとめた資料について話してもらいたい。

〔笠原委員〕

- ・今日の会議の進め方について、今日中に目処を付けたいというのは同じだが、これまでの会議経過で「協働」を強く推す声があったとは思えない。また、全く使わないという話もなかったと思う。選択肢として3つが成立するかどうかということから詰めないといけないのではないか。両方を使わないという提案はなかった気がする。

〔中山座長〕

- ・後半の部分は私見も入ってしまった。今日決定したいと思うのは、「共働」と「協働」の違いを定義することで、先日の話し合いでは、定義は将来的にするが、項目の検討を行って全体像が見えてから定義に戻るという考え方も示されていた。
- ・そうなると、「共働」を念頭に進めていかなければならない。一方、「協働」と「共働」を明確に分けることが難しいということであれば今の考え方が根底から崩れる。「共働」を念頭に進めるには、今日イメージを作り上げなければならない。
- ・それができないなら、別な方向性（両者を定義しないなど）を考える必要があるのではということで、私見を述べた。

〔笠原委員〕

- ・前回の話し合いの中で、今日の会議で意見の一致が見られない場合の方策として、他市町村の条例に携わった方の話を聴く機会を設けることも必要ではとの意見も出た。時間は掛かるが、他ではワークショップ的に勉強会を重ねているケースが多い。今回の場合は神原教授の話を聴いただけで、別な視点から考えても良いのではないか。

〔杉本委員〕

- ・「協働」を重視して戻したい理由は何か。
- ・それは、他の事業との整合性などに拘っているからではないか。
- ・そのことは非常に小さいことで、今現在のことに拘っているだけ。この条例は、その先のことを考えなければならず、だから「共働」の概念が生まれてきたのであり、過去にしがみ付いているのはナンセンスである。
- ・頭の中をきれいにしてもらいたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・事務局として「協働」でなければならないということは考えていない。これまで市民会議で作り上げていくということで進めてきており、「協働」に傾けるよう座長に仕切ってもらおうともしていない。
- ・これまでの議論の中で、「共働」を使うならきちんとした定義が必要であることは確認しているので、この会議で納得されるのなら、そういった形で構わない。
- ・今日の会議で定義できない場合でも、先に進む方策が整理されれば良いと考えている。

〔中山座長〕

- ・「共働」が「協働」とは違うという部分が見いだせれば、全体像を見てから定義するというので先に進むことは可能だと思う。
- ・最終的には文言で残す必要があるので、違いがあることは確認しなければならない。
- ・それでは、先日の話し合いの結果を説明してもらいたい。

〔杉本委員〕

- ・はじめに、笠原委員と協議した経過から説明する。
- ・細かい積み重ねをするか、他自治体のものを参考にするか考えたが、「共働」を定義するには体制を説明しないといけないので、豊田市の条例を持ち出して説明することにした。
- ・フローチャート（イメージ図）で説明する。
- ・左側に「タイトル・スローガン、自治母体概念」などとあるが、これは豊田市などにはなかったもの。
- ・実際に、自治を考えると住民自治と団体自治がある。法律上では曖昧だが、概念としてある。どちらも独立したもので、当然独立した活動がある。住民自治と団体自治が共同して事業を行う部分もある。
- ・市が事務作業として行う自治を大きく6つに分けている。これから想定する「きょうどう」の仕事は何かということ进行分类した。
- ・A～Fに分けて、それぞれで仕事の方法やルールを想定していかなければならない。
- ・活動形式として、Aの市民が独自に活動する分野に「共働」が書いてある。市民同士が主体で行うものなので「共働」にあたる。
- ・B～Dに関しては、市民と団体自治が関与するので「協働」になる。
- ・Eは公共事業、Fは法定受託事業にあたる。
- ・活動形式に関しては「共働」と「協働」に互換性を持たせなければならない。これまで行政単独で行ってきた事業が「協働」に変わっていき、もっと住民自治で賄えるようになれば「共働」に移行していこうということから互換性という考え方をしている。
- ・その下の「市民関与」と「行政関与」だが、自治の独立性から考えると、お互いに全く関与できない部分があってしかるべき。
- ・その下の「計画・発案、実行、評価、改善」は仕事を見直し、実行して、チェックして、また行うというPDCAサイクルの手順。仕事内容をこれからルール化していくかという時に、この手法が馴染みやすいので当てはめている。
- ・Aの部分は、市民の自由意志だから自主運営、自主評価、自己改善となる。
- ・B～Dの「協働」は、行政と市民の合意によるもので、事前に全て取り組めていなければならない。しかし、改善方法などは実際にどうするのかは分からない。
- ・Eは行政分野で議会承認が必要で、Fの受託部分は法律によるもの。改善方法は不明。
- ・住民自治と団体自治の中間組織となる「オンブズマン」が肝心な部分になるが、これは当然B～Fの分野になる。ただ、オンブズマンに関しては議会型と窓口型があるが、どちらを執るかはオンブズマンの裁量に任されている面があるので、どちらかということ、この会議では一概に言えないと思う。認識はしておく必要はある。
- ・「議会」については、議員の現状を見ていると、市民活動や「共働」の所まで関与しているのか、理解度が分からない。これからきちんと定義していかなければならないと思う。
- ・その下に「補完性の原理」があるが、今までの「協働」の定義は自助・共助・公助という言葉を簡単に使ってきているが、実際に当てはめると何処に位置するのかとなると、Aの分野に自助と共助が入る。公的資金を使うとなると公助になってB～Eになる。共助は「協働」エリアだとの異論もあるかもしれない。

- ・実際の「活動例」としては、「共働」は個人の社会的活動やボランティア団体など各種任意団体。Bは悩ましいところで、行政が市民団体を手伝うことに関しては、人・物・金のうちどれかという金面ではないか。Cでは人と金が動く。Dはこの会議のようなもの。
- ・行政側からしてみると、全然仕事をしていないように捉えられているとの印象があるかもしれないが、この辺の項目は今後整理する必要がある。これからの仕事の分類をしっかりとしないと、契約やルールが作られないだろうという想定で活動例を分類している。
- ・Aの部分がもっとたくさんあれば、行政費用の圧縮や市民活動の促進といった、条例の目的が達成できると思う。できるだけAの部分が大きくなると、この条例は良いものになるだろうと思う。
- ・もうひとつの「文言の整理」の資料はアイデアシートのようなもの。
- ・後ろから2枚目に「この検討内容の特徴」という部分にまとめているが、憲法などでも曖昧になっている市民自治を明確にしたい、市民自治の独立性を想定することである。どこの自治体の条例を見ても、市民自治の独立性についてはあまり書かれていない。そこを議論して維持運営する仕組みを創出しなければならない。
- ・それから、今回我々は「共働」という言葉を入れたので、市民自治の社会的活動を「共働」とした。そして、それに呼応して自助と共助を配置した。今まで補完性の原理で自助・共助を明確に位置付けしたのを見たことはないが、関係性が分かるので試しに置いてみた。
- ・団体自治と市民自治を対等にするイメージすることで、フローチャートのB～Dの相互の矢印の部分で関与しているのかということ。
- ・団体自治と他の関与を「協働」とした。これは住民のみならず企業等とのタイアップも想定して、行政の関与事業は「協働」とした。
- ・10番目が非常に重要だと思う。「共働」と「協働」に互換性を定義しないと、これからの事業の移行などが難しくなる。
- ・今までの行政の「協働」の考え方に限界を作らないといけない。住民自治のエリアを作れば団体自治のエリアが狭まることになり、そこの一線を認識しておくべきだろう。そうしないと、今後のぶら下がり定義ができず、これで権限と権利と責務などをA～Fの中で定義されれば、他のことまでも上手くいくのではないかと考える。
- ・説明は以上だが、笠原委員から他に何かあれば。

〔笠原委員〕

- ・これまでの会議などを振り返ってみると、委員の間でもイメージが少しずつ違うことは間違いない。受け取る市民の側にもいろいろな人がいるわけで、法学的な発想だけで説明するのか、さまざまな視点から見て分かり易く説明するのが良いのかは今後の課題。
- ・自分自身でも言葉上の定義付けを考えてみたが、それぞれが思っていることはある程度しゅうれんされるが、統一する必要があるかどうか。この会議で決めても、中学生から90歳の高齢者まで読む人の価値観などが違うので、あまり形式に拘らず「共働」と「協働」の範囲が違うということ、特に行政だけの分野でなく市民同志の分野を意識してほしいということが特徴ではないかと考える。

- ・まちづくりと言うと、行政がないと誰も動かないということではなく、団体を含めてそれぞれの分野で自分たちが動かなければならないということが重要。
- ・関西の列車事故の際、会社の操業を止めてまで市民以外の人救出にあたった例などは誰にも指示されずに行われたこと。そういった自主的な動きが今までの「協働」の形で説明しきれないかということ。
- ・倫理的な部分まで決めるのかという話になるが、細かく決めるかどうかのギリギリの接点で「協働」より少し意味が広い、市民同士という部分が必要になると思う。
- ・ハード面よりソフト面をどのように市民がイメージできるかという部分がポイントになると感じている。

〔杉本委員〕

- ・図の真ん中に「計画・発案」とあるが、今までの行政が関与することは市民との合意形成が必要なことと、計画が先になされていないと行政側は動くことができない。「共働」は市民の自由意思によるもので、そこが「協働」と「共働」の決定的な違い。
- ・それを一緒に「協働」で纏められない。将来的に行政側は総合計画で決めたもの以外はやってはいけないという時代になると、「協働」は計画がなされていて内容が決まっている事業でなければ動けないことになる。そうすると「協働」には限界が生まれる。
- ・だから、計画の有無で一線を引かなければならず、それが「共働」と「協働」。
- ・行政側は自由意志で先に動いてしまっていることの後始末はできない。そういう時には市民の自由意志という面を拡大しておかないといけないだろう。
- ・計画性の有無が今回のポイントだと思う。

〔中山座長〕

- ・今の発言は数名の委員が話し合った結果なので、この会議で協議してきた「共働」の考え方がどうかを確認したい。その上で、「協働」との違いを確認していきたい。
- ・皆の「共働」の思いは表されているということで良いか。(意見なし)
- ・良ければ、「共働」と「協働」はどこが違うかという本題に入る。
- ・今の意見や資料に、前回、事務局側から示された北見市「協働」の定義は入っているかということが重要になると思う。

〔井上委員〕

- ・今の説明を聴いて確認したい。市民同士とする「共働」と行政が関与する「協働」という違いが話されたのは理解したが、「互換性」という言葉について、自分はこれまで「互いに取換えが利く」という意味で使ってきた。「共働」と「協働」が互換性を持ちながら違いを持たせ定義することが、自分の概念の中でしっくりこない。

〔杉本委員〕

- ・「文言の整理」の4枚目一番下に「共働から協働へ、または協働から共働への互換」とあるが、具体例で考えると、施設管理を「協働」の形で指定管理者に出していたものを、NPOなどでも良いのではないかと、そして実行段階で上手くいけば町内会に任せても良いだろう、というように仕事の品質などが確保できるなら民間に移行できる。
- ・逆に「共働」で、隣のおばあちゃんの面倒を見ているが、限界がきて補助金や人材派遣を求めると「協働」に移行していく。

- ・そういった現物の状況を考えると、融通性を持たせないと「共働」はできない。ここである程度の仕事のルールや互換性を決めることで目的をクリアできるなら、だんだんとそれに適した団体や個人に移行していけば良い。そういう意味の互換である。

〔井上委員〕

- ・縦横が一貫しないとおかしいと思うが、そうなる、補完性の原理と「共働」は、個人から家族、地域と広がっていく部分は「共働」にはならないか。

〔杉本委員〕

- ・市役所が関与せず、住民の意思でやるあいだは全て「共働」で、そこに公的な資金や人材、施設が入ってくると公助になり、住民自治と団体自治の「協働」になるのでは。

〔高橋委員〕

- ・鉄道は一般的に公共交通機関と言われ、私鉄も含まれている。北見でも銀河線があったが、無くなったら困る人がいるから行政が関わらざるを得ない状況になっていた。そういった面で互換性がないと危急な対応ができない。ここで言う互換性は、そうせざるを得ない状況も見据えて考えるもの。都合よく簡単に換えるものではなく、必然があると思う。

〔井上委員〕

- ・決して「(共働)」にはならないのか。違いが分からない。

〔杉本委員〕

- ・住民自治を大前提にすると「共働」というエリアは確実に存在する。自分一人でも社会的活動は可能だから、そのエリアに関しては言葉の用途が違う、主役が違う。
- ・この会議では「共働」という言葉を使っているが、読み方が同じだけで全く違う。
- ・「文言の整理」資料の2ページに方針として書いていることだと思っている。
- ・だから、今までの「協働」の考え方と違っていると思う。

〔井上委員〕

- ・そのことは理解するが、この条例は子どもから高齢者まで万人に読み易く、分かり易い言葉を使うことが大前提で、そうすると「共働」と「協働」の違いを出しながら意味を伝えることができるのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・それは技術的問題だと思う。技術的に難しいから目的を換えることにはならない。

〔井上委員〕

- ・技術的な問題だとは思。難しいことを分かり易く伝えることは難しいことだと思う。
- ・どんな人が読んでも共通の言語として、定義がすんなりと受け入れられるようにするのは非常に難しいと考える。

〔杉本委員〕

- ・技術的な問題だから解決できる。目的が間違っているわけではないから。

〔井上委員〕

- ・それは分かるが、この図の「互換性」という言葉ひとつを例にしても、取換えが利くという場合に、取換えが利くという意味は「イコール」と捉える人もいるかも知れず、でも、それはイコールではないということ定義付けなければならない。そこを分かり易

い言葉で伝えることが技術だと思うが、その違いをどう伝えたら良いのだろうか。

〔杉本委員〕

- ・互換に関しては、コンピュータのバージョンアップ程度の互換と考えている。
- ・事業が移行して別な管理組織になる時に、そのソケットが付いていて仕事が回るようなタイプに設計しておかなければならない。そうすると、他の組織が入ってきてもできるようになる。
- ・公共事業などでどこの業者がやっても同じ成果が上がるのは、その性能を定めているからで、それは互換性も一緒に、性能や仕様がきちんと明記されていれば難しいものではない。

〔高橋委員〕

- ・民から公に求めるものは「共働」、公から民に求めるのは「協働」でこの関係が互換性。
- ・民から公に求めるものはスケールメリットが期待できるもので、公から民に求めるものは全体でやると効率が悪いもので、無駄遣いを減らすこと。

〔井上委員〕

- ・具体的内容を聞くと互換性の意味はよく分かるが、言葉として「共働」と「協働」を使うと「？」となり、そこの部分を一般市民は理解できるだろうか。

〔三原委員〕

- ・一般市民には理解が難しい。

〔浦西委員〕

- ・しばらく欠席しているうちに、「共働」について随分な議論がされていた。
- ・今の説明を聴くとイメージは湧くが、自分がこの会議に出席していた頃の「共働」はすごく単純なことだった。それは、「行政にも人格を持たせる」ということ。地域住民も団体も人格を持ち、行政も人のレベルで動くというイメージだったと思う。
- ・指針に書いてある「協働」は、行政は人格を持ったものではなく、市民と距離を置いて役割を分担した、市民と契約を結ぶ関係にあるように感じる。
- ・互換性について、応用力というか、柔らかく包み込むように、必要に応じて対応するということは分かるが、今言ったようなイメージだと、一般市民への説明は難しい。
- ・当初の話では、ある程度分かり易いイメージで作りたいということだったので、そういう意味では説明をするのに複雑な形になるのではないかと感じた。
- ・この条例は憲法であるというイメージだったが、これでは契約書になってしまうのではないか。どういう位置付けにするかで言葉が変わるのではないか。
- ・個人的には「共に」というイメージで作ってくべきかと感じる。
- ・ただ、「協働」は既に外に出されているので、その辺の整合性は問われるだろう。

〔高橋委員〕

- ・人格を持たせるというのは理念的なものとしては素敵だと思うが、簡単ではない。

〔杉本委員〕

- ・説明する用途に応じレベルがあると思う。見かけが良くないと受け入れられないので、理念や目的の部分は美しく決めて、細目は実質的な定義や条文を決めていく。
- ・条例だから、決めることは決めなければならない。曖昧にすると混乱を招く。そこを割

り切って、見かけのことも考えながら、また、小学生レベルに説明する場合のことなども考えていかなければならない。

- ・「共働」一色でいけたら、本当はいろんなことができるのかもしれないが、「協働」が一般化して市民権を得ており、行政側などのこれまでの積み重ねを考えると使わないことはできない。
- ・ただ、住民だけの「共働」の部分は表現できない。この会議では「共働」という生物学的な意味合いも含んでいるので、今までの「協働」では説明しきれず、説明しきれなければ、きちんと説明できるようにしてルールを見いだしていかなければならない状況。

〔中山座長〕

- ・事務局の考えはまとまったか。

〔市民協働推進課長〕

- ・説明の中で、憲法92条にある地方自治の本旨。住民自治と団体自治という言葉と「協働」という言葉を結びつけて考えていると言う点は、他にはない斬新な考えだと思う。
- ・イメージ図で言うと、現在の指針では「協働」の範囲はA～D、場合によってはEまでの全般を使っている。
- ・AとBの間に差を設けない、市民の活動をもう少し広めようということでA～Dまでを含んだ形を指針で定義している。
- ・井上委員が言われたように、市民に出していく上で、こういう形で整理されているが、実質的な問題として、ここに差を設けることが望ましいのか、もう少し議論いただきたいと思う。

〔中山座長〕

- ・ということは、この図の活動形式の「協働」定義は北見市の「協働」と一致していないということか。

〔杉本委員〕

- ・そういうことではなく、含んでいるということを明文化するところなるが、そこに食い違いがある。
- ・例えば、町内会活動は、本来は住民自治の部分だからAに入るものだが、実は市から補助金を受けている。そういうことで考えると、町内会活動もAなのかBなのか曖昧になってくる。活動自体を線引きして分けるところなるが、この欄に関しては検討の余地があると思う。
- ・実際に協働推進の方では人も金も流してやっている分野と、人も金も絡まず端で観察している分野があると思うが、住民が勝手に動き出す分野を残しておかないと。それはAとして定義しなければならない。
- ・Bに書いてあるバス事業者のような民間への補助は何だろう、それは民間との協働だろう。一般的な補助金の使い方も分類しておくのと市の仕事も分かりやすくなる。

〔中山座長〕

- ・確認したい。条例を作る上では定義の説明をしなければならない。その場合「共働」と「協働」の違いを明文化しなければならないが、このイメージ図の中で違いがはっきり分からないことには明文化は進まない。この点を議論いただきたい。

・市民協働推進課に訊きたいが、この定義のような違いがあると認めてよいということか。

〔市民協働推進課長〕

・仮にこのような言葉の使い分けをした時には、「共働」と「協働」の上にある、A～Dを包含した言葉が必要だと考える。

〔中山座長〕

・北見市の「協働」の考えを訊きたいのだが。

〔市民協働推進課長〕

・それはA～Dを指針の中で定義している。

〔事務局～企画課長〕

・豊田市もそうだと思うが、「協働」は行政と市民が関わる分野という位置付けがされていて、「共働」はスローガンになっているのではとイメージした。それが「協働」では市民同士の部分が抜けていたのではないかと、そこを含めて共に創りあげていこうというイメージで一番上に「共働」を掲げたのかと思ったが、これを見ると、互換性を持たせているが、市民の関わりの方だけ「共働」を使い、「協働」も生きているとなった場合に、どう表すかということだと思う。

・もうひとつは、今までの使い方に問題はあったが、指針ではAを含めて「協働」としている。指針の定義でも市民同士の部分も含めているが、個人同士が抜けているとの指摘がある。そう指摘されても仕方ないかもしれないが、考え方としてはAの部分は含めているので、北見市がそういう考えの時に「共働」は違うということをきちんと整理しなければならないと考える。

・そこが整理できれば、「共働」を条例で使うことは拒むものではない。

〔井上委員〕

・もっと広い意味の「共働」をイメージしていた。今回の図を見ると、市民同士の部分だけとなると「協働」よりすごく狭い感じがした。

・分離感があって、市民と行政の隔たりを別な意味で感じてしまい、今まで話してきた「共働」はこれらを上を包括としての「共」であり、対等であっても役割が違い、「協働」でも濃淡があると思っていた。

〔杉本委員〕

・今までと決定的に違うのは、行政関与の割合。今後、行政はボランティア活動など全てに関与していくのは無理。市が行う公益活動には限界があり、そこを認識しないとまずいのではないかと。

・だから、市民自治同士の「共働」のエリアが絶対に存在することは行政側も理解しなければならない。緊急時には自動的に活動するシステムを住民側に預けて独立性を持たせなければならない。

・緊急時に市民が動いても公的に助ける必要は出てくるから、弾力性を持ったシステム(互換)を考えなければならない。

・隣近所の活動など「共働」は実際に存在するので、そのところは今までのように「想定していた」と言われても困ってしまう。

〔中山座長〕

- ・行政としてはA～Dを「協働」として作っているということは理解して議論していただきたい。B～Dを「協働」とすることは理想的だという意見はよく分かるが、その上で「共働」はどのような違いがあるのか。「共働」はこのような狭い意味だったのかという意見もあったが、この辺はどうなのか。

〔杉本委員〕

- ・紙のスペースの問題で、「共働」でやっていることは非常に多く、狭いものではない。

〔井上委員〕

- ・そういう意味の狭さではなく、「協働」も公共事業も全て含んだ意味の「共働」ではないかと捉えていた。行政に携わっている人も一市民で、そういう意味も含めて「共働」によるまちづくりという意味で、その中で市民活動が中心になる部分と行政が中心になる部分があるのではないかと、という私自身のイメージがあった。

〔杉本委員〕

- ・豊田市が作成している図の一番上に「共働のまちづくり」とか書かれているが、初めは「共働」の中に今までのものが全て含まれていると思ったが、よくよく見てみると、一番上に書いてあることはこの条例全体のスローガンであることが分かった。そこを混同しないように、今回示した図では「共働」を使わなかった。

〔井上委員〕

- ・そうすると、この図でも「市民と共に」と「共」の字が使われている。

〔杉本委員〕

- ・これは、いい加減に書いたもの。条例名を含めてこれから協議して決めること。

〔浦西委員〕

- ・「協働」には、市民同士が共に働きかける「共働」もあれば、市民と行政が協力する「協働」もあるという説明がつけば、敢えて別々にしなくても済むことではないか。

〔笠原委員〕

- ・今まで北見市で使われている「協働」の内容は、先ほどの説明の内容を収めきれていない。浦西委員が言った契約ということで、納税義務を果たして公共サービスを受けることがメインだと思うが、この範囲がどこまであって、今後どうやって担っていくかがテーマ。
- ・もうひとつは、北見市で定義している中に含まれていない分野がある。具体的には緊急マニュアルはできているが、網を掛けられない、漏れている部分が日常的には大事な部分で、その視点を変えるために「協働」を進めたいのは分かるが、それが実際の活動は限界があるのではないか。
- ・今までの話し合いでも、委員はそこを感じているのではないか。
- ・市民の存在や、市民同士という部分、市民主体であることから出発しなければならない。これまでの出発点は行政であったが、そこを転換するきっかけとして用語を変えるべき。
- ・そうしたポジティブな定義付けを座長には求められていると思うので、共生的な関係を「共働」で表し、私案「市民同士」を付加すれば用語的には良いのか。あとは、説明文の中で具体的事例を盛り込めば良い。

- ・まちづくりの基本単位には、個人、地域、自治区となるが、北見市の場合は自治区の共存共栄ということも考えなければならない。
- ・自治区同士の共存共栄を考えると「協働」は難しい感じがする。留辺蘂と常呂の活動団体が「共働」することはあり得るが、そこに行政が関わってコーディネートするようなことではなく、自分達でやっていくべき。
- ・市内だけでなく、周辺自治体や道、国との関係も含め、地域の人々の生活を前提に考えると「協働」だけでは、北見市のまちのイメージをつくれない。

〔高橋委員〕

- ・豊田市は財政的余裕がある自治体だから「共働」は可能。北見市の場合、「協働」には「共働」を含んでいるというのは恐ろしいこと。はっきりと区別しておかないと。
- ・将来的に「共働」を目指すことを含めるのは良いが、現状の財政状況等を考えるとどうだろうか。

〔笠原委員〕

- ・豊田市の場合は恩恵を受けるための「共働」だが、北見市の場合は財政的危機が予想されるのであれば、別な意味の「共働」、自助・共助の部分が市民の方に掛かってくるということ。

〔中山座長〕

- ・その話になると、また「共働」の議論になってしまう。今日の会議は「共働」と「協働」の違いを定義できるかという所に焦点を絞って話をしたい。
- ・笠原委員から意見が出されたが、個人、地域、自治区、他市町村との連携というものを「共働」は含み、「協働」はそこまで広くは含まないということか。

〔笠原委員〕

- ・あくまで中身のことで、核としてはもちろん「協働」もある。

〔杉本委員〕

- ・そこを細かく議論した方がいいのではないか。今の座長のポイントは「共・協働」を定義できるかどうかの見通しをつけて欲しいということではないか。

〔笠原委員〕

- ・条文で言うか解説で言うか。条文で細かく書くと分かり難くなる。

〔中山座長〕

- ・指針では「協働」の定義を8行程度で説明している。これに似た形で違いを表したい。

〔笠原委員〕

- ・条文の場合は3行程度で終わるのが普通。定義するなら、以前出した私案の定義に市民同士という言葉を加えるくらいで良いか。あとは、解説文で。

〔杉本委員〕

- ・用語の定義はいくらでも書ける。用語が定義しなければならない状態なのかどうかということを確認して欲しい。
- ・住民自治を謳うなら、住民側の直接請求などの行政行為まで分類して考えなければならない。独立したものとしてやらなければならないから、市役所が関与できない位置に置いておかなければならない。

- ・だから、これは定義が必要だったものを気付かなかっただけの話ではないか。

〔中山座長〕

- ・他の委員からの意見も伺いたい。

〔水口委員〕

- ・今回の合併は対等合併という形をとったが、それは、4地域が共に頑張っていこうということが北見市の基本姿勢である。そうすると、「共働」の精神だと思う。
- ・合併論議で「共働」という論議があれば、もっと別の形になったのかもしれない。
- ・この条例の中で新北見市の基本的スタイルを考えた時に「共働」を大きな柱に据えなければならない。共に進む、共に働くことを大切にしたい。

〔荒井委員〕

- ・これまでの議論経過を振り返ると、各委員が率直な意見を述べて積み重ねてきたことに戻る必要がある。
- ・水口委員も言ったように、対等合併ということでは、新しい北見市をつくっていくことでは「共に」がマッチしていて、そのことがあって、他の市にはない独自の北見市を皆の力で成し得るということに視点を置くべき。
- ・市民協働推進課長から「協働」の考え方の話があったが、「協働」と「共働」を議論して「協働」に含まれるという結果に至ったのならともかく、その話がない中で「協働」には「共働」も含むということにはならない。
- ・高度な話がされている、市民に分かり易く伝えることが我々の役割でもある。そこに留意して議論を進めるべき。

〔中山座長〕

- ・今日の審議事項は、「共働」と「協働」の違いを明確に定義できるかということである。
- ・それができなくなると、条文ができない。さらに、「協働」が全てを含むなら、どのようにして「共働」に置き換えるのかといふように受け取ったが。
- ・今まで動いている「協働」と同じ意味であるなら、「共働」を使うことを市民にどう説明していくのかという問題になる。
- ・定義をはっきりさせることができるかがポイントだったが、迷走してしまった。一時休憩して整理させてもらいたい。

〔 休 憩 〕

〔中山座長〕

- ・定義の違いを明確にできるということを決めた上で「共働」を使うことを念頭に、今後の議論を進めたいと考えていた。可能だとの意見もあるが、本当にできるのか確実ではない。このまま議論を続けても堂々巡りになってしまう。
- ・先日の定義の検討会で、「共働」を定義するとしても、構造をしっかりと作り上げた上で戻って定義するという意見が出た。
- ・そこで提案だが、「共働」の定義の可否については継続審議事項として一旦保留し、理念・原則など構造の話に移らせてもらいたい。

- ・理念や原則、その他の条項に進んでいく中で「共働」の定義がはっきりしてくる可能性もある。
- ・そのために、ワーキンググループを設置して、並行して検討する必要があると考える。

〔杉本委員〕

- ・「共働」を定義できるかできないかという視点ではなく、「共働」のゾーンがあるのなら、そこは定義しなければならない。できるかできないかではなく、すべきである。
- ・住民自治を謳っているなら、直接請求など住民自治のエリアに市は関与できない。
- ・そののところ、どの条例でも住民自治に関してきちんと謳っていなかった。地方自治の本旨に則ってとは書かれていても、その定義は一切されていない。憲法でも定義されていないから、当然、定義されていない。
- ・しかし、今回の北見の場合、主体は住民だと言っているから定義は必要。だから、できないに関わらず何らかの定義をしなければならない。

〔中山座長〕

- ・定義すべきだという意見だった。他の委員の意見も聞いた上で進めていく。
- ・今回は、これまで数回議論を重ねてきたので、比較的簡単に纏められると考えていた。
- ・この前の協議に参加したメンバーを中心に、「共働」の定義と「協働」との違いを検討しながら、理念・原則や条文の検討に入りたい。そこを進めるうちに、違いを明確にしていくことができるのではないかと。回数が多くなるが、その方針で進めたい。
- ・次回からは、「共働」を頭に入れながら、理念・原則の検討に入っていきたい。

〔笠原委員〕

- ・第14回の資料として「条文検討シート」が出されているが、その前の「条文項目検討シート」と構成が違っていた。それ自体に疑問を持っているが、「条文項目検討シート」に沿った形でやらないといけない。
- ・14回の「条文検討シート」にある基本理念など、なぜ出てきたのか疑問。
- ・折角、アンケートでみんな真剣に回答しているのだから、それにあった形で纏めてもらわないと。どこから持ってきたか分からないものは出して欲しくない。

〔水口委員〕

- ・こういう形の文章を出すと、不信感を抱いてしまう。議論したことを中心に書いてもらわないと困る。

〔中山座長〕

- ・理念はともかく、基本原則では、さまざまな意見があり、どれをピックアップするか難しいところである。
- ・それらを考慮した上で作成したつもりだったが、理解を得られなかった。

〔逢坂副座長〕

- ・一委員の立場で発言したい。
- ・「共働」が始まったのは、2月1日の第10回目の会議だった。以降の会議で、「共働」と「協働」の違いを明確にする必要があると確認してきている。前回の会議では、市側の「協働」の説明を聴いて、最後に両者の違いが分かる資料を作成して今回提示することとなっていた。

- ・定義の議論が始まってから7回の会議を重ねている、定義をしようとして4回経過している。それなのに、なぜ今日決めることができないのか。
- ・我々の議論は、条例を作るための「きょう働」の議論であって、「きょう働」の定義をするための議論ではない。しかし、現状の流れは「きょう働」の定義に固執している気がする。
- ・ここで一度、条例を作るための議論はどういうものなのか、広い意味で議論することが大事ではないか。
- ・もうひとつは、ここで定義付けをするということも方法だと思うが、何らかの妥協案を作るべきではないかと思う。これまで、約14時間に渡り議論をしてきており、その議論は大切にすべきと思う。
- ・それと、この会議での物事の決め方だが、今までの定義や前文について、ランダムな意見を出し合って議事を進めてきたが、定義からは条例の本文の議論になると思う。中身の議論はしなければならないが、条例本体の議論に入ると必ず利害関係が出てくる。
- ・市民の利益もあれば、行政の利益もある。利害調整という面が考えるので、これからの議論はひとつずつ決裁していくことが必要ではないか。
- ・決める方法として、議論を尽くした上での多数決もあるが、これだけ議論を交わしているメンバーなので座長裁定という形が良いと思う。
- ・ここで議論した内容の数割しか条文には反映されないと思う。その辺は何らかの形で決裁をしなければならず、その決定方法も話し合ったほうが良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・どうして止まっているか分からない。そんなに違うことを言っているわけではない。今回出された「共働」の定義に対して確認したら、ほぼ皆さんがOKではないか。

〔井上委員〕

- ・その通りだが、「共働」、「協働」の定義をそれぞれ字面で表し、その二つを図にするとこうなるという整合性がピッタリするようなものだ、じっくりくるのではないか。

〔高橋委員〕

- ・じゃあ、これは分からない人はいないということで良いか。

〔井上委員〕

- ・分からなかったから質問した。

〔逢坂副座長〕

- ・まだ私はこの議論に入っていないので、質問したい。
- ・先の説明で、「共働」は図のAの部分という話があった。また、全体を含む豊田市のものを「共働」とする意見もあった。その辺は、どちらが本当なのか。

〔杉本委員〕

- ・それは先ほど説明したが、豊田市の条例が出てきたときに逢坂委員は、一番上に「共働」があるから「協働」を含むものと解釈していたと思う。しかし、中身を調べていくと、「共働」は豊田市の条例のスローガンであることが分かった。当時の解釈が違った。
- ・今回の図では、Aの部分が「共働」と解釈することになる。

〔井上委員〕

- ・杉本委員の意見はよく分かって、そうだと思った。笠原委員の「共働」は上の方に近いのではないかと思う。
- ・二人で話し合っ、この「共働」の図があるが、二人の「共働」に対する意見（考え）は違うと思う。

〔杉本委員〕

- ・多少、ニュアンスは違うと思う。

〔井上委員〕

- ・多少だとしても違ってはいけない、これから市民全員に伝えていくのだから。

〔逢坂副座長〕

- ・その辺の共通見解は作らなければならない。

〔杉本委員〕

- ・今まではそこ（Aの部分）はなかったが、住民自治だけのゾーンがあることは認識してほしい。「共働」であろうが「協働」であろうが、定義しなければならないゾーンである。

〔井上委員〕

- ・だからこそ、言葉で定義することが大事。
- ・この会議のメンバーだけでも、一人ひとりが課題を持って「共働」と「協働」を自分なりに定義付けて持ってくるということはどうか。
- ・杉本委員と笠原委員は違う考えだと感じる。

〔杉本委員〕

- ・この会議の中で、コピーライターのような作業をすることはできないと思う。

〔井上委員〕

- ・良い悪いではなく、それぞれの表現力で良いので、一回考えてはどうかと思う。

〔杉本委員〕

- ・持ち帰って、それぞれが記入する方が早いと思う。

〔中山座長〕

- ・決め方に関して、副座長から座長案も考えながらという意見があったが、実際にその方が早いと思う。
- ・ただ、「共働」と「協働」の違いを示すためには、もう少し、理念や原則といった中身の話に入っていないとできないのではないかと思う。

〔杉本委員〕

- ・自治の体制（A～F）が前提にないと、理念などは出てこない。体制がある程度想定されないと説明文も書けない。

〔高橋委員〕

- ・これは完璧ではないが、例えば、責任とか権利を見ても読み取れるし、利害関係の話もそれほど齟齬がなくてできる。

〔中山座長〕

- ・私が提案したいのは、このまま「共働」の定義ができて、解説もイメージ図もできれば問題ない。今の段階では明文化について意見が纏まらなかった。

〔杉本委員〕

- ・明文化は、後の作業ではないか。

〔中山座長〕

- ・その通り。だから先に進んで、理念や原則をやりながら、並行して明文化の作業を考えていくということ。

〔杉本委員〕

- ・だから、「共働」の定義にしても明文化は後作業。この総体のイメージがインプットされると文言や表現方法は後やること。
- ・体制が考えられたら、それを明文化したらよい。

〔笠原委員〕

- ・その前に、先ほどの逢坂副座長の発言は、一個人の発言としてしか受け止めないが、座長裁定という提案には明確に反対する。前回も言ったように、この会議が市民会議という名称をうっている以上、まったく新しい条例を作るために十数回やってきて、何処から持ってくるような話をされたのなら別なことを考えなければならない。
- ・それから、成文化が全然されていないと言うが、私個人としては全体像を示している。たたき台がないために明文化できないのであれば、豊田市でも札幌市でも神原私案でもいいから、それに従った形でまとめて具体的に条文を決めていった方が良いのでは。
- ・条文の決め方にしても、「共働」でいくなら、妥協するのではなく、説明しやすいように皆で知恵を出し合うなら話は解かる。
- ・会議の進め方として、この方向性で行く、この用語を使うとしたときに、第三者がわかりやすい図を皆で考えていくという方が、よっぽど建設的である。

〔中山座長〕

- ・皆さんの中で「共に働く」ことや「共生」といったことを何とか条例に盛り込みたいということから「共働」という言葉がこの会議で出たと思う。そのことは、共通の認識としてある。その上で構成の話に入ると、「共働」を明文化するアイデアが出てくると思う。
- ・そこを頭に入れた中で、理念や原則その他の条文の構成に入っていけば、自ずと結果は見てくる。

〔笠原委員〕

- ・繰り返しになるが、その時には、前に全員からアンケートをとったので、それを基に協議して、共通項を残していくやり方にすべきではないか。削ることはあっても、足すことはあり得ない。
- ・一つひとつ積み重ねても全体像がよく分からないので、全体像のたたき台があって、それが集約できれば、時間的ロスは少ないと思う。そのための資料として、前述のシートを使ったらよいのではないか。

〔中山座長〕

- ・シートの結果はある程度反映していると思っていたが、認識が違った。
- ・次回は、構造・構成を含めながら、条文検討シート（アンケート集計）を尊重して議論を進めていきたい。

〔逢坂副座長〕

- ・ということは、定義付けをしないということか。違いを明確にする文章は作成しないということか。

〔高橋委員〕

- ・これ（イメージ図）で、どうして解からないのだろう。

〔逢坂副座長〕

- ・それはイメージ図。文字で表現できないか。
- ・文字も条例に使う文字ということではなく、「協働」「共働」それぞれの定義があるので、それを文字にするということ。

〔高橋委員〕

- ・そっちから「わからん」という声が聞こえたが、解からない人は勉強するなり話し合うなりの努力が必要ではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・だから、そういうことをするんでしょということ。そして、それをいつまでに、どういう形であるのかを決めておいた方が良いのではないか。

〔高橋委員〕

- ・言葉にする場合、解かろうとしない人には、どんな良い言葉を使っても解からない。

〔逢坂副座長〕

- ・それは、この後の議論で話し合ってはどうか。

〔杉本委員〕

- ・文章化が必要なのか。

〔逢坂副座長〕

- ・必要というより、違いが分からないと使えないと思う。
- ・「共働」も、全体を含めた笠原委員のような発想もあるだろうし、Aの部分の杉本委員的な発想もある。絵はこのような形になっているが、皆さんの心の中のコンセンサスは取れていない。
- ・それから、図の分類欄で「連携」という言葉を使っていて、相互乗り入れをするということだが、具体的なイメージが湧かない。

〔杉本委員〕

- ・先ほどの説明で、隣のおばあちゃんが大変なので行政側に救いを求めるということ。

〔逢坂副座長〕

- ・そうはならない。それは、隣近所の付き合いで「共働」としているのではないか。

〔杉本委員〕

- ・今は、互換のレベルの話をしている。
- ・自助、共助でできないところは行政に救いを求める。その段階で、公的な支援を受けるということになれば、そこで公助になる。
- ・そういう「共働」と「協働」には互換性が必要だということ。

〔中山座長〕

- ・副座長から提案があった、期限を決めて定義を出すべきということは理解できる。早い

うちに定義する方が皆も考えもまとまるし、よりまとめ易くなると思う。

- ・ただ、すぐにとということにはならないと思うので、次の段階の理念や原則、構成等を検討する中で自ずと見えてくると思うので、先延ばしになるが、その頃までにまとめたい。

〔笠原委員〕

- ・その定義というのは、条文の中に「共働」を置いた中の定義ということか。

〔逢坂副座長〕

- ・条文を作る定義ではなく、その前段の考え方のまとめという意味。
- ・条文を作ること自体は、考え方の基で文章を作るだけで難しくはない。

〔笠原委員〕

- ・この用語を条文の中で3行程度で定義しておいて、その後は解説になる。解説については知恵を絞って分かりやすいものにしてはどうかということ。

〔中山座長〕

- ・その時に、「協働」との違いを明確に書く必要があるのではないか。
- ・2、3行の部分にも「協働」との違いをはっきり書く必要はあるか。

〔笠原委員〕

- ・必要はないと思う。

〔一部委員〕

- ・必要はあると思う・・・

〔笠原委員〕

- ・条文の中のことなのか、説明文のことを言っているのか。

〔逢坂副座長〕

- ・説明文の部分

〔笠原委員〕

- ・説明文には必要だと思う。

〔逢坂副座長〕

- ・その辺のことを、いつまでに、どういうメンバーがまとめるのかを決めておいた方が良いのでは。

〔中山座長〕

- ・では、「共働」の定義はできるということで良いか。

〔笠原委員〕

- ・先ほども言ったが、私案の定義に「市民同士」を加えれば良いのか。そして、解説の方で「協働」と、なぜ条文で「共働」を定義したかという理由を書けば良い。
- ・それは、「協働」は行政主体だったが、これからは住民主体の「共働」の方がよりよいのではないかというようなことを書けば済むのでは。それ以上書くと混乱する。

〔中山座長〕

- ・そのようにしている市もあるが、できるだけそういう形にはしたくないので、今日の議論をしている。明確な違いが必要である。

〔笠原委員〕

- ・片方を決めると言われても。全体の意見もあるだろうが。

〔逢坂副座長〕

- ・両方を表で対比するという方法でやったらどうか。

〔高橋委員〕

- ・全体を通して、本当に明確に定義しなければならないのは「協働」の方である。

〔杉本委員〕

- ・自発的な、行政側から見ると触れることができない住民自治の部分より、行政側のものをしっかりと決めないといけない。

〔逢坂副座長〕

- ・それは「協働」の部分。そこは理解する。
- ・市民と行政が互いに力を出し合っただけで付加価値を付けていく。そのためには契約や、互いの責務や役割などが出てくる。その辺は「協働」の枠組みの中でルールを作るということまで、考え方は間違っていないか。

〔杉本委員〕

- ・間違っていない。

〔笠原委員〕

- ・違う。協働推進指針では明らかに違っている。

〔中山座長〕

- ・笠原委員のような案もあると思う。「協働」と「共働」を条文では違いを書けないから解説で書くということもあるが、条文で書けるという意見もある。
- ・なので、それを検討するために、先に進んで構成を見て違いが出るなら一番良い。

〔杉本委員〕

- ・住民自治は自由裁量だから、それを定義するのは滑稽なこと。
- ・行政側に知恵を借りたいが、今までの食い違いや気付かなかったことがあると思うが、そういうものを細分化しなければいけないと思う。笠原委員は、その点を定義しようとしている。行政側が今までの「協働」の定義について、頭を整理する必要がある。

〔中山座長〕

- ・笠原委員の意見も杉本委員の意見もあると思うが、それは並行して考えなければならない。次の構成に入っていけば答えは出てくると思う。
- ・次回から、理念等の検討をしたい。前回出した資料に代わる物が必要なのかもしれないが、その辺も含めて考えていく。

〔笠原委員〕

- ・もし、新たな資料が出されるなら、早めに配布してもらいたい。

〔中山座長〕

- ・配布する場合は事前にするし、できる限り早めに配布することとしたい。
- ・事務局から何かないか

〔事務局～企画担当係長〕

- ・次回までに配布するかもしれない資料を再度確認したい。

〔中山座長〕

- ・次回は「共働」の定義をはっきりさせるために、理念等や構成の審議をする。

- ・理念、原則の話をするが、前回出した資料が議論経過を反映していないとの意見があったので、修正が必要であれば修正して、できるだけ早いうちに配布したい。
- ・それを基に委員間で話をしたい。

〔事務局～企画課長〕

- ・理念、原則については以前に配布しているが、意見が反映されていないとの意見があったので、内容を再度確認する。
- ・全体構成は、13回目会議の資料1を基に、アンケート結果を最大限拾った形のものを加えて作成するということが良いか。

〔笠原委員〕

- ・市の職員には申し訳ないと思うが、解説文がいきなり出てきて、指針の内容も考えると、ここで話し合ったこととのズレも生じてくるので、今の段階では条文だけを示して、みんなで解説を考えていった方が良いのではないかと思う。

〔杉本委員〕

- ・提案だが、条文でも、ひとつの文章が出来上がってしまうと動かし難い。この条文では何を訴えるのかということを通条書きで出して、それを相対して文章化していった方が良いのではないか。
- ・この条項でクリアする目的を明確にする。それを積み重ねないと文章化はできない。

〔笠原委員〕

- ・それが、第13回の論点整理の項目の資料にアンケート結果を加えたものではないか。

〔逢坂副座長〕

- ・座長案として出している理念原則についての資料について、意見が反映されていないと意見があったが、検討段階で事務局から個々に説明を受けてはどうか。

〔事務局～企画課長〕

- ・必要だということであれば、そのようにする。

次回の会議について

〔事務局～企画担当係長〕

- ・6月は、市の都合で開催できない。7月の第1週を考えている。
- ・できるだけ多くの委員が出席できる日に設定したい。

〔事務局～企画課長〕

- ・座長のスケジュールを確認して、日程だけは早急に連絡する。